

三浦市庁舎防犯カメラの設置及び運用に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、庁舎における犯罪防止のために市が設置する防犯カメラの設置及び運用に関し、必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いを確保し、もって個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 犯罪防止のために設置され、不特定かつ多数の者を撮影する映像撮影装置であって、撮影された映像を表示し、又は記録する機能を備えるものをいう。
- (2) 庁舎 三浦市庁舎管理規則（平成14年三浦市規則第28号）第2条に規定する庁舎をいう。
- (3) 映像 防犯カメラの映像表示装置により表示された映像であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。
- (4) 映像データ 防犯カメラにより記憶媒体に記録された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）であって、防犯カメラの映像表示装置その他の映像表示装置を用いて映像として表示することにより特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。

2 前項各号に掲げるもののほか、この基準において使用する用語は、三浦市個人情報保護条例（平成9年三浦市条例第12号）において使用する用語の例による。

(管理責任者)

第3条 防犯カメラを設置する庁舎には適正な管理及び運用を図るため、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、当該庁舎を管理する課等の長をもって充てる。

- 2 管理責任者は、映像データの改ざん、漏えい、滅失及びき損の防止その他の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 管理責任者は、前項に定める事務の適正化を図るため、所属職員のうちから防犯カメラ取扱職員（以下「取扱職員」という。）を指定することができる。
- 4 取扱職員は、防犯カメラの管理及び運用に関し、管理責任者を補佐する。
- 5 管理責任者及び取扱職員は、映像及び映像データにより知り得た情報をみだりに他人に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(設置箇所等)

第4条 防犯カメラの設置に当たっては、犯罪防止効果の向上と個人の権利利益の保護との調和を図るため、撮影区域を必要な範囲に限るよう努めるものとする。

- 2 管理責任者は、防犯カメラの設置区域内の見やすい箇所に、容易に視認できる方法により、防犯カメラが作動中である旨を表示しなければならない。

(映像データの利用及び提供の制限)

第5条 管理責任者は、次の各号に掲げる場合を除き、映像データを防犯カメラ設置の目的の範囲を超えて利用し、又は第三者に提供してはならない。

- (1) 映像データから識別される特定の個人の同意があるとき。
- (2) 発生した犯罪の捜査又は事故の調査のため、必要があると認めるとき。
- (3) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項の規定に基づき、捜査機関から公文

書により提供を求められたとき。

- (4) 前号に掲げるもののほか、法令等の規定に基づく要請を受けたとき。
- (5) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認めるとき。
- (6) 市が三浦市個人情報保護運営審議会の意見を聴いた上で必要があると認めるとき。

(映像データの管理)

第6条 管理責任者は、次の各号に掲げるとおり映像データの適正な管理を行うものとする。

- (1) 映像データの保存期間は、当該映像の撮影日から起算して14日間とする。ただし、管理責任者が必要と認めるときは、この限りでない。
 - (2) 前号に定める保存期間を経過した映像データは、新たに撮影した映像データの上書き記録、専用ソフトウェアによる消去その他当該映像データの復元が不可能な状態にしなければならない。映像データが記録された媒体を廃棄又は当該防犯カメラの賃貸借契約期間の満了等に伴い返却するときも、また同様とする。
- 2 映像データは、これを複製し、又は出力（インターネット送信又は記憶媒体へ記録する場合をいう。）してはならない。ただし、前条各号のいずれかに該当するとき又は市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(その他の事項)

第7条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成26年3月1日から施行する。
- (経過措置等)
- 2 この基準の施行の際、現に設置されている防犯カメラは、第4条第1項の規定により設置された防犯カメラとみなす。この場合において、同条第2項の規定による表示については、この基準の施行の日から速やかに行うものとする。